

2020 年度理学療法士講習会の開催方針等

1. 2020 年度理学療法士講習会開催にあたっての基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への長期的な対応が必要となるなかで、今後さらなる感染状況が拡大し、本会新型コロナウイルス対策本部が示す研修会開催ステージが後退する可能性もある。例え、ステージが後退して開催規模が縮小した研修会の開催が可能としても、会員の学習機会の減少を防ぐため、極力「開催中止」にならぬよう、開催計画を立てておく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のみならず、台風をはじめとした災害等に備えたリスクヘッジ、離島等の遠隔地に在籍する会員への学習機会の提供という面からも、リモート形式による研修会等の導入をこの機会に積極的に取り組むことを推奨したい。

既に「開催中止」と判断ならびに本会へ報告されている場合も、次項の方針をもって開催可否について再度検討を行っていただくことをお願いする。

2. 理学療法士講習会の開催方針

- (1) リモート形式（対面併用を含む）を必ず導入すること。
- (2) リモート形式の導入にあたる研修会内容の見直しにより、開催区分（「基本編（理論）」「基本編（技術）」「応用編」）を変更してもよい。
※各区分の開催条件は「2020 年度理学療法士講習会 申請・実施マニュアル」に示した内容から変更なし
- (3) 開催期間要件内（1～3日間）であれば、申請時の開催日時から分割開催してもよい。ただし全日程への参加がポイント付与対象のため、一部日程のみの参加は対象外である。
- (4) 「研修会事業開催における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（第1版）」を遵守し開催すること。

3. 理学療法士講習会の開催方法

- (1) リモート形式のみ
- (2) 対面・リモート形式併用型

講師 \ 受講者	対面	対面・リモート併用	リモート
対面	開催不可	開催可	開催可
対面・リモート併用	開催可	開催可	開催可
リモート	開催可	開催可	開催可

※2020年度の理学療法士講習会においては、全受講者と全講師が1会場に集まる完全な対面形式での開催は不可とする

4. ポイント付与条件

- (1) 対面研修に準じて双方向の疎通が可能であること。
- (2) 対面研修時同様に受講者の入退室管理が行われること。
※双方向の疎通とは、ライブ配信チャット機能や掲示板等が望ましいが、その具体的な方法は都道府県理学療法士会の判断に委ねるものとする

5. リモート（併用）開催の注意事項

- (1) 対面受講者とリモート受講者の受講費は同額とすること。
- (2) その場で質疑応答を受ける際は、両者に問いかけを行うこと。

※本内容は都道府県理学療法士会へ通知した内容から一部抜粋しています